

令和2年4月28日

保護者の皆様へ

神戸市

### 保育所・認定こども園の特別保育期間を延長します

本市において、保育所・認定こども園における感染拡大防止をより一層徹底し、子どもの命を守るため、4月14日から5月6日まで、真にやむを得ない場合に限り受け入れる特別保育に移行してきました。

しかしながら、緊急事態宣言以降も一定数の感染者が発生し続けているほか、医療機関において感染者が継続的に発生するなど、引き続き予断を許さない状況にあり、緊急事態下における感染拡大を食い止めるために、引き続き、外出自粛の取り組みを徹底する必要があることから、下記のとおり特別保育期間を延長します。

この期間中につきましては、引き続き、できる限りお仕事などの都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願いします。

やむを得ない事情により保育の利用を希望される方は、特別保育申出書の提出が必要ですが、既に提出いただいた方については改めての提出は不要です。

なお、保育料については、5月31日までの間で保育所等を利用されていない期間はかかりません。今後状況が変わりましたら神戸市ホームページでお知らせいたします。

#### 記

1. 特別保育延長期間 令和2年5月7日(木)～5月31日(日)  
状況によって変更する可能性があります。
2. 特別保育対象者 医療従事者や警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など真にやむを得ない場合に限り受け入れ
3. 施設からの連絡 家庭保育の協力をいただいている世帯には、園児の様子や健康調査の連絡を施設より行うことがあります。園児の居所が変わる場合には、施設まで連絡をお願いします。

※ 神戸市では、子育てに関する相談ダイヤルを設けています。子どもの育て方について、不安を感じたらご連絡下さい。



※ 特別保育期間中に子どもを保育するため有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金の制度があります。雇用主の方などにお伝えいただければと思いますので、参考までにお知らせします。



担当：幼保振興課・幼保事業課 078(331)8181

特別保育に関する事：内線4864・4866

保育料に関する事：内線4841・4861

